

自然公園法施行規則第11条

第19項 河川、湖沼等の水位又は水量の増減

基準引用関係整理表（●印は、いずれかに適合すれば良いもの）			
本文	第11項 第2号	野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。	
第1号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。		
	●イ	学術研究その他公益上必要と認められること。	
	●ロ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。	
	●ハ	農業又は漁業に付随して行われるものであること。	
第2号	水位の変動についての計画が明らかなものであること。		
第3号	特別保護地区又は次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること若しくは学術調査の結果等により、特別保護地区に準ずる取扱いが現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められるものに支障を及ぼすおそれがないものであること。		
	史跡名勝天然記念物の指定等	文化財保護法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定	
	イ	野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域	
	ロ	優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域	
	ハ	優れた風致又は景観を有する河川又は湖沼等	
	ただし書	基準日においてこれらの地域において法第20条第3項又は第21条第3項の規定による許可を受け、又は法第20条第6項又は第21条第6項の規定による届出をして現に行われているものであり、かつ、従来の変動の規模を超えない程度で行われるものにあつては、この限りでない。	
		基準日	昭和50年4月1日（同日後に申請に係る場所が特別地域、特別保護地区又は海域公園地区に指定された場合にあつては、当該指定の日。）